

最高裁判所第二小法廷

平成 28 年 3 月 14 日

上告趣意補充書(2)

煙石 博

「煙石博さんの無罪を勝ちとる会」

上告趣意補充書文中の銀行の警備員、窓口銀行員のプライバシーに配慮し

それぞれ C、D の仮名とします

上告趣意補充書 (2)

平成28年3月14日

最高裁判所第二小法廷 御中

被告人 煙石 博

弁護士 久保 豊年



上記被告人に対する窃盗被告事件について、上告の趣意を以下のとおり補充する。

第1 控訴審判決の矛盾点

1 控訴審判決 P13、20行～24行

「なお、甲47及び甲48の各防犯カメラの映像によっても、被告人が上記発券機の前にいるときの手元の動きは、白い物体に隠れるなどしている部分があり、被告人がロビーとATMコーナーを往復する際の動作も全ては映っておらず、ATM機を操作している場面の被告人の手元も、約10秒程度、防犯カメラの死角となっている。」

と判示しているが、9時22分29秒から9時23分00秒までの4方向の映像を見る限り、死角はない。4方向の映像で被告人が映っていないのは9時22分51秒の1秒だけである(資料1 9:22:29～9:23:00)。この間に、封筒も持

っていないし、封筒からお金を抜き取る映像はない。

2 控訴審判決 P 1 3、8 行～1 0 行

「被告人は、その後、再び本件記帳台に戻り、右手を本件記帳台の上に置いているが（前記ア(ウ)）、その際の、被告人の右手の位置は、おおむねその北側の位置（1 0 時の位置）付近である。」

と判示しているが、9 時 2 3 分 5 0 秒、被告人が 2 度目に記帳台に手を置いた位置は、1 1 時の位置である。9 時 2 3 分 4 4 秒から 9 時 2 3 分 4 9 秒までの映像には、被告人は手元に封筒は持っていない。そして、9 時 2 3 分 5 0 秒に、被告人は 2 度目に記帳台に手を置いた。その位置は、1 1 時の位置である。その後、9 時 2 4 分 0 1 秒まで、手は動いていない（資料 2 - ① 9 : 2 3 : 3 8 ~ 9 : 2 4 : 0 6）。

3 控訴審判決 P 1 4、5 行～9 行では、

「d 警備員Cは、9 時 3 6 分 6 秒頃、本件支店のロビーに現れ、9 時 3 6 分 8 秒頃、本件記帳台のおおむね北側の位置（1 0 時の位置）付近に立って、同記帳台の上に本件封筒があることを発見し、9 時 3 6 分 9 秒ないし 1 0 秒頃、同位置付近に立った状態で本件封筒を左手でつかみ、そのまま窓口に進んで、9 時 3 6 分 1 5 秒頃、本件封筒を窓口銀行員Dに渡した」と判示しているが、警備員が記帳台から、封筒を拾い上げた 9 時 3 6 分 1 0 秒の映像は、1 0 時の位置である（資料 2 - ② 9 : 3 6 : 0 0 ~ 9 : 3 6 :

25)。被告人が2度目に記帳台に手を置いた位置は、11時の位置であり、警備員が記帳台から、封筒を拾い上げた9時36分10秒の映像では10時の位置で、重なってはいない。

4 ATMコーナーでの被告人の後姿の映像

当日の防犯カメラの映像からすると、ポケットが無いシャツを着ていたことになる(資料3-① 9:22:40)、(資料3-② 検察が提出したポケットがあるシャツの映像。検甲61号 写真撮影報告書 第1号と第2号は裾がまっすぐの開襟シャツで、ポケットは無い。第3号と第4号は裾がカーブしているカッターシャツでポケットが有る。)

5 以上の映像を見れば、被告人は封筒に触れていないし、封筒からお金を抜き取る時間的余裕もなかったことは明らかである。

以上

添付資料

- | | | |
|---|----------|-----------------------------|
| 1 | 資料 1 | 防犯カメラの映像
9:22:29～9:23:00 |
| 2 | 資料 2 - ① | 防犯カメラの映像
9:23:38～9:24:06 |
| 3 | 資料 2 - ② | 防犯カメラの映像
9:36:00～9:36:25 |
| 4 | 資料 3 - ① | 防犯カメラの映像
9:22:40 被告人の後姿 |
| 5 | 資料 3 - ② | 検甲 6 1 号 写真撮影報告書 |

平成27年(あ)第63号 窃盗被告事件

上告趣意補充書(2) 訂正書

平成28年3月15日

最高裁判所第二小法廷 御中

被 告 人 煙 石 博

弁 護 人 久 保 豊 年



上記被告人に対する窃盗被告事件について、平成28年3月14日付で提出した上告趣意補充書(2)に誤記があったので以下のとおり訂正する。

記

1、2頁下から2行目～最終行

(正) 9時36分10秒の映像は、9時の位置である

(誤) 9時36分10秒の映像は、10時の位置である

2、3頁3行目～4行目

(正) 9時の位置で、重なってはいない。

(誤) 10時の位置で、重なってはいない。